

令和 8 年 7 月 2 日

一宮市文化広場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和8年7月2日

一宮市文化広場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第28号

一宮市文化広場管理規則の一部を改正する規則

一宮市文化広場管理規則(令和二年一宮市規則第101号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(行為の禁止)</p> <p>第2条 広場の利用者は、<u>別表</u>に定める広場の施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合(第3号に掲げる行為を行う場合に限る。)は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第2条 広場の利用者は、<u>別表第1</u>に定める広場の施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合(第3号に掲げる行為を行う場合に限る。)は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、<u>銀河の家を宿泊のため利用しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の利用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>利用日の翌日が休場日(条例第4条第1項第1号及び第2号に掲げる日をいう。)に当たるとき。</u></p> <p>(2) <u>同一の者につき連続して2泊(7月1日から8月31日までの間に利用しようとする場合にあつては、1泊)を超えるとき。</u></p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>(持込器具に係る利用料金)</p> <p>第9条 <u>銀河の家又はプラネタリウム館に特別の設備又は器具を持ち込んで、水道、電気、ガス等(プラネタリウム館にあつては、電気)を使用する場合の当該設備又は器具(以下「持込器具」という。)の利用に係る利用料金の上限額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>電気を消費する持込器具は、定格消費電力が1キロワット未満の設備又は器具に限る</u></p>

<p>第8条～第13条 略 別表 (第2条関係) 表略</p>	<p><u>ものとする。</u> 第10条～第15条 略 別表第1(第2条関係) 表略 別表第2(第9条関係) 1 <u>銀河の家に係る持込器具</u> 【別記1 参照】 備考 <u>利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u> 2 <u>プラネタリウム館に係る持込器具</u> 【別記2 参照】 備考 <u>利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

改正後

<u>銀河の家の利用区分</u>		<u>利用料金の上限額</u>
昼間利用	<u>午前9時30分から午後0時30分まで</u>	1台につき200円
	<u>午後1時から午後4時まで</u>	1台につき200円
宿泊利用	<u>午後4時30分から翌日午前9時まで</u>	1台につき200円

【別記2】

改正後

<u>プラネタリウム館の利用区分</u>		<u>利用料金の上限額</u>
専用利用	<u>午前9時から午後0時30分</u>	1台につき200円
	<u>午後1時から午後4時30分まで</u>	1台につき200円

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の一宮市文化広場管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の一宮地域文化広場の利用について適用し、同日前の一宮地域文化広場の利用については、なお従前の例による。